

## 古代地方寺院の造営・修理

古尾谷 知 浩

## はじめに

本稿は、古代地方寺院の性格について、造営・修理（以下、「修造」）経費負担の問題から検討することを目的とする。

## 一、研究史

地方における所謂白鳳寺院の性格については、かつて「郡寺」「郡の官寺」であるとの議論があった。これに対し、荒井秀規が「地方の白鳳寺院は郡司（評督）層など在地豪族の私寺（氏寺）であり、郡家（評家）という公的機関（官衙）に民間の私的要素は付属しない。官衙への付属のメルクマーは、上下被官（ママ）関係、人事権（僧侶、別当選任権）、予算配分などであるが、郡内私寺に対して郡家機構がそれらを有していたとは考え難く、もちろんそのことを示す史料もない。」<sup>①</sup>（「郡寺」は）本質的には郡領

など在地首長層の氏寺であったが、首長の在地支配の一環として共同体成員を知識として集約する郡の「大寺」であった。」と主張し、三舟隆之が『日本霊異記』などにみえる地方寺院の法会では、追善供養や懺悔悔過が多いことはあきらかであり、このような仏教受容の論理からすれば、寺院造営

に「公的支配の一環」という意義を見出そうとするのは難しく、郡衙と寺院の位置関係から「郡寺」「郡衙周辺寺院」のように捉えるのは寺院の性格を限定してしまう危険がある。」と主張している。<sup>②</sup>これらにより、議論はほぼ尽くされており、もはや「郡寺」論、「官寺」論は成立しないように思われる。早く、澤村仁が、『扶桑略記』持統六年（六九二）条に、寺院総数が五四五箇寺とされていることに触れ、諸国の郡の概数に近いが、分布に疎密があるため、一郡一寺の対応関係は決められないとし、郡家と白鳳寺院があたかも一組のように対応して位置している例が東国・西国とも各所にみられるが、「後の国分寺のような郡ごとの官寺とみるより、郡衙が置かれるような要所を占める豪族が同時に地方寺院の建立者でもあったと考える方がよいのであろう。」と主張していることも想起すべきであろう。本稿で取り上げる修造経費の問題については、八世紀の正税帳類及びその他の諸史料を通覧しても、官が負担した形跡はなく、荒井の指摘に付け加える必要はない。

しかしながら、前記の荒井、三舟論文と同じ書物にて、近江俊秀は、「郡名を冠する寺院も、その造営の中心を担った郡司氏族の氏寺というよりも、郡という律令で定められた行政単位を造営の母体とする寺院、つまり、郡司氏族が大領（評督）という律令制で保証された立場をもって、郡（評）の公的な事業として造営や維持・管理を行った寺院である可能性が考えら

れよう。」と述べている。<sup>(4)</sup> 近江の主張は全く根拠が示されていないので、首肯しがたいのであるが、荒井の議論では、どこが修造経費負担を行ったのかという説明がなされていないので、「史料が残っていないだけで、実際は官が負担していた」という形で「郡寺」論、「官寺」論が生き残る余地がある。

また、八〜九世紀の定額寺についても、研究史上の問題がある。定額寺は国分寺に次ぐ寺格として律令国家から認定された寺院であるが、菱田哲郎は、国府財政により定額寺の修理料が支出されていたとしている。<sup>(5)</sup> 一般の寺院について「郡寺」「官寺」であることが否定されたとしても、定額寺に認定された寺院の修造を官が担っていたとすれば、「郡寺」論、「官寺」論が定額寺において生き残る余地がある。しかし、菱田はその根拠を全く示しておらず、管見の限りそのことを示す史料は見当たらない。この問題についても、早く、竹内理三が、「定額寺に列すること即ち燈分稲或は修理料の施入を意味するのではない。」と明確に指摘している。<sup>(6)</sup> このことは、『類聚三代格』三、定額寺事、天安三年（貞観元、八五九）二月一六日太政官符「応<sub>二</sub>修理鹿嶋神宮寺<sub>一</sub>事」に、「此寺雖<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>定額<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>田園并修理料<sub>一</sub>。」とあることから明白であり、解決済みの問題であると思われる。

しかし、やはり定額寺修造経費負担の主体をあきらかにしない限り、官が負担していたとする説を完全には論駁し得ないと思われる。そこで、本稿では、定額寺の修造がどのように行われたのか、という点に絞って議論を行うこととした。官が認定した定額寺の修造経費を官が負担していないとなれば、それ以下の寺院についても同様であったと判断できよう。

## 二、定額寺と郡

修造経費の問題を議論する前に、定額寺が郡単位に認定された寺院ではない、ということを確認しておきたい。定額寺についても、澤村仁が所謂白鳳寺院について説いたのと同じく、一郡一寺のような対応関係がなかったのは明白である。『続日本後紀』承和五年（八三八）一月辛酉条には、「勅、（中略）、普告<sub>二</sub>京畿七道<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>写供養般若心経<sub>一</sub>。仍須<sub>下</sub>国郡司并百姓、人別俾<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>一文銭、若一合米<sub>一</sub>。郡別於<sub>二</sub>一定額寺若郡館<sub>一</sub>、取<sub>中</sub>置<sub>上</sub>（後略）」とあり、一郡あたり二箇寺以上の定額寺がある場合と、定額寺が全くない場合が、等しく想定されている。律令国家としては、各郡に必ず定額寺を設けようとしていたわけではなく、少なくとも実態としてはそのようになっていたわけではない。郡ごとに設けられた「官寺」が定額寺に認定されたというような見通しは成り立たないのである。<sup>(7)</sup>

## 三、定額寺の経済基盤一（寺料稲）

『延喜式』主税寮上「諸国出举正税公廩雜稻」をみると、「雜稻」中に、いくつかの寺院について、「某寺料」の稲を設置していることが知られる。対象となる寺院には、大安寺・薬師寺・法華寺・興福寺・西隆寺・崇福寺・梵釈寺・梵釈寺四王料・国分寺など、天皇発願寺院およびそれに準ずる寺院、すなわち官大寺があり、その他、複数の寺院にも設けられている。しかし、『弘仁式』主税寮では、近江国以降の分しか写本が残存していないという限界があるものの、寺料稲が設置されている寺院は、国分寺・薬師

寺・興福寺・法華寺・西隆寺のみであって、それ以外の寺院にはない。他の寺院については、写本現存部分による限り、『弘仁式』成立以降、『延喜式』成立に至るまで順次追加されていったものとみられる。

これらの寺料稲の用途は何であつたのだろうか。『延喜式』玄蕃寮には、「凡諸寺燈油者、(中略)其諸国国分二寺并諸定額寺、別稻一千束已下五百束已上出挙、以<sub>二</sub>息利<sub>一</sub>買用之。」とあって、定額寺の燈分稲について規定がなされており、これに相当すると考えられる。しかし、『延喜式』主税寮上に挙がっているのは、定額寺の全てではない。また、前述のように、『弘仁式』には、官大寺以外の寺料稲はみられないのである。

その理由は、大同三年(八〇八)に、定額寺燈分稲を、国司の管理から講師三綱の管理に移したためであろう(『類聚三代格』三、定額寺事、大同三年七月四日太政官符「応<sub>三</sub>諸国定額寺燈分稲便預<sub>三</sub>講師三綱<sub>一</sub>事」)。その結果、『弘仁式』では官大寺以外の燈分稲はみえず、『弘仁式』以降、『延喜式』成立までに定額寺とされ、寺料稲が設置された場合にのみ、『延喜式』に記載されることになつたのであろう。

燈分稲のほか、修理料であることがあきらかな場合もある。大和国に設置されている靈安寺料は、『類聚三代格』一四出挙事、弘仁七年(八一六)一〇月二三日太政官符「応<sub>レ</sub>出<sub>三</sub>拳靈安寺料稲四千束<sub>一</sub>事」により定められた。そこには、「宜<sub>下</sub>割<sub>三</sub>正税四千束<sub>一</sub>、毎年出挙、用<sub>三</sub>其息利<sub>一</sub>、充<sub>中</sub>春秋悔過并修理料<sub>上</sub>」とあって、用途のうちに修理が含まれていることがわかる。

また、近江国、備前国に置かれた浄福寺料については、『類聚三代格』一二年分度者事、寛平八年(八九六)三月二日太政官符に、定額寺化された際に「燈分僧供修理等之料」が施捨されたことがみえる。このほか、『延喜式』の「諸国出挙正税公廩雜稻」で修理料であることが明記されているものと

して、近江国の「崇福寺修理料」「国興寺修理料」、土左国の「修理安祥寺宝塔料」、筑前国の「修理觀世音寺料」があり、「諸国出挙正税公廩雜稻」の枠とは別に出挙利稲を修理料に充てているものとして、延暦寺惣持院がある(『延喜式』主税上「凡修<sub>三</sub>理延曆寺惣持院<sub>一</sub>料穀七百斛、令<sub>三</sub>近江国毎年出挙<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>其息利<sub>一</sub>、春<sub>レ</sub>米、運<sub>三</sub>送彼院<sub>一</sub>。其春功運賃用<sub>二</sub>同穀内<sub>一</sub>。」)。その他、出挙稲とは別に造営修理費用を官が支出していることが知られる例としては、海印寺(『日本文徳天皇実録』仁寿元年(八五一)六月己酉条)がある。

しかし、修理料の稲が官から措置されているのは一般的とはいえない。上記の靈安寺、浄福寺の例をみても、個別的措置として修理料が充てられているのであって、定額寺一般に対する措置ではない。前述の鹿嶋神宮寺のように、定額寺であっても修理料がない場合もあつた。定額寺一般に設定されていた出挙稲は燈分稲であつて、ランニングコストの一部を官が負担していたことはあつても、造営・修理費用を官が負担することは一般的ではなかつたのである。しかも、燈分稲でさえ、大同三年以降は国司が責任をもって管理することはなくなり、講師三綱の自己責任に委ねられたのである。

#### 四、定額寺の經濟基盤二(田地)

ここで結論を述べてしまえば、一般的に定額寺修造の財源は、田地からの収益であつた。

天平勝宝元年(七四九)に、定額寺を含む諸寺院に墾田の領有が認められた(『続日本紀』天平勝宝元年(七四九)七月乙巳条)。これが定額寺の

初見史料であるが、定額寺に認定されることにより、経済的に律令国家から優遇されたことは確認できる。しかしながら、ここで定められたのは、墾田限度額であって、国家が墾田を施入したわけではない。経済基盤の集積は自助努力に任せられたのである。

次いで、平安時代になると、定額寺修理を命ずる法令がしばしば出される。それらから財源の問題について検討しておく。

『続日本後紀』承和五年（八三八）九月甲戌条には、「勅令修理天下定額寺堂舎并仏像経論及神祇諸社」とあるが、ここからは修理の主体や財源は読み取れない。同じく『続日本後紀』承和八年（八四一）五月己丑条には、「勅、（中略）、如聞、諸国定額寺、堂舎破壊、仏経曝露、三綱檀越、無<sub>レ</sub>心<sub>二</sub>修理<sub>一</sub>、（中略）、宜<sub>下</sub>重<sub>下</sub>知五畿内七道諸国<sub>一</sub>、修<sub>中</sub>理莊嚴定額寺堂舎并仏像経論<sub>上</sub>。今、須<sub>下</sub>每<sub>レ</sub>寺可<sub>二</sub>修理<sub>一</sub>之程、附<sub>三</sub>朝集使<sub>一</sub>言<sub>上</sub>。習<sub>レ</sub>常不<sub>レ</sub>革、並<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>重科<sub>一</sub>。」とあって、修理の責任は国に負わされているようにみえる。

しかし、『貞観交替式』嘉祥二年（八四九）閏二月五日太政官符「応<sub>レ</sub>修<sub>三</sub>理莊嚴定額寺堂塔雜舎及仏像経論<sub>一</sub>事」によれば、定額寺の修理は、国司・講師が検校するものの、一義的責任は三綱・檀越が負うことになっていた。また、その費用については「其料充<sub>三</sub>寺家田園地子<sub>一</sub>。」とあって、官が負担するわけではなく、自己財源でまかなうことになっていた。つまり、国は監督責任のみを負っているものであって、費用負担を行うことは求められていないのである。このことは、『日本三代実録』貞観元年（八五九）七月一三日条にみえる詔でも同様で、「詔、諸国定額寺、堂舎破壊、仏経曝露、三綱檀越、無<sub>レ</sub>心<sub>二</sub>修理<sub>一</sub>、（中略）、宜<sub>下</sub>下<sub>三</sub>知五畿内七道諸国<sub>一</sub>、修<sub>中</sub>理部内諸寺堂塔<sub>上</sub>。其料、充<sub>三</sub>寺家田園地利<sub>一</sub>。若無<sub>三</sub>田園<sub>一</sub>者、勘<sub>三</sub>録支度

帳<sub>一</sub>、言<sub>上</sub>。」とある。

田地をもっていない定額寺については、財源をどのように措置するのかは明確に規定されていない。しかし、このことは逆に、全ての定額寺に対して、造営修理を行う財源としての田地が、官から措置されているわけではない、ということを示している。

次いで、地方寺院の修理料の問題について、寺院資財帳類から検討してみたい。延暦二〇年（八〇一）十一月三日「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳」〔『平安遺文』二〇号〕によれば、資財中に「通修理料稲」「西塔修理料稲」がみえる。この場合は「寺家田園地子」ではないが、自己財源により修理を行うことになっていた。また、天曆七年（九五三）二月一日「近長谷寺資財帳」〔『平安遺文』二六五号〕によれば、近長谷寺は飯高諸氏が内外の近親らを勧めて仁和元年（八八五）に建立したものである。資財中には、飯高常実が延喜二年（九二二）一月六日に施入した「鐘堂修理料」の治田をはじめ、多くの田地があるが、基本的には飯高諸氏やその近親らによる施入であって、国家から措置されたものではない。

一方、河内国観心寺<sup>8</sup>についてみると、元慶七年（八八三）九月二五日「観心寺縁起資財帳」〔『平安遺文』一七四号〕によれば、観心寺は少僧都真紹が国家（天皇）のために建立したものであるが、真紹の奏上に基づき、貞観一年（八六九）五月二七日に、太政官符により定額寺とされた。この直後の同年六月九日に、民部省符により多数の田地が施入されている。このことは、定額寺化による田地の施入を示すようにみえるが、この措置は既に集積していた田地を不輸租の寺田としたものである。観心寺は僧綱が発願して公家に付属し定額寺としたもの、つまり、『新儀式』御願寺事にみえる、御願寺に准ずる寺院、「官寺」である。「田地の施入」は天皇発願

寺院に准じた措置であろう。定額寺一般に同様の措置が取られたとみるべきではない。先に、寺料稲について述べた際、鹿嶋神宮寺は定額寺となっても修理料が措置されていなかったことを指摘したが、同寺には田地も与えられていなかった。なお、定額寺化される以前の観心寺では、貞紹が「修治料田園」を購入していた、つまり、自助努力で財源を集積していたことが、「禅林寺式」第十一条（『平安遺文』一五六号）から知られる。堂舎の修理のために田地が施入されたのが知られる初見は、貞観一六年（八七四）七月九日に淳和院太皇太后（正子内親王）が母の嵯峨院太皇太后（橘嘉智子）の「御願堂修理料」として、河内国古市莊を施入したときまで降る（前掲「観心寺縁起資財帳」）。堂舎修理料の田地の施入は「御願」に伴うものであった。

## おわりに

造営・修理に国が財政支出を行う寺院は、本来は天皇発願寺院のみである。弘仁以降、いくつかの寺院について修理料の寺料稲が設置されることがあったが、個別の措置であって、定額寺一般に対して設置されたわけではない。国分寺より下位の寺院には、一律に国が財政支出を行った形跡はないのである。造営費用の面からみても定額寺以下の寺院は「官寺」とは言えない。

しかし、一一世紀になると、神社や国分二寺と合わせて、定額寺も国司の責任で修造することが命ぜられるようになる（『政事要略』二八、年中行事十二月上、勘申諸国受領吏功課事、長保四年（一〇〇二）一〇月九日宣旨「心令<sub>下</sub>五畿七道諸国毎任修<sub>二</sub>造国分二寺諸定額寺破損拾分貳参<sub>一</sub>定<sub>二</sub>

功過一日所司勘<sub>中</sub>申造不由上事」、『類聚符宣抄』一、神社修造、長保四年（一〇〇二）一〇月九日宣旨「心令<sub>下</sub>五畿七道諸国司修<sub>二</sub>造神社<sub>一</sub>令<sub>丙</sub>所司加<sub>二</sub>載功過勘文旧損新功<sub>一</sub>明<sub>乙</sub>其勤惰<sub>甲</sub>事」。その理由はにわかには論証できないが、この頃には、もはや檀越が責任をもって修造できなくなっていたことが背景にあると推測される。長元三年（一〇三〇）「上野国交替実録帳」（『群馬県史資料編四』一九八五年）の定額寺の項、放光寺の部分に、「件寺依<sub>三</sub>氏人申請<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>定額寺<sub>一</sub>。仍除放<sub>已</sub>了者。」とあることが参考となる。平安時代中期以降の地方寺院の修造については、今後の課題としたい。

## 註

- (1) 荒井秀規「評家と白鳳寺院」（佐藤信編『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版社、二〇一七年）
- (2) 三舟隆之「古代東国の仏教受容と寺院」（佐藤信編『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版社、二〇一七年）
- (3) 澤村仁「白鳳・天平の寺院建立」（『日本古代の都城と建築』中央公論美術出版、一九九五年、初発表一九七九年）
- (4) 近江俊秀「古代東国の駅路・郡衙・寺院に関する予察」（佐藤信編『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版社、二〇一七年）
- (5) 菱田哲郎「定額寺の修理と地域社会の変動」（財団法人古代学協会編『仁明朝史の研究』思文閣出版、二〇一一年）
- (6) 竹内理三「寺院貴族化の一段階」（『律令制と貴族政権第Ⅱ部』御茶の水書房、一九五八年、初発表一九三三年、後、『竹内理三著作集』五、角川書店、一九九九年に収録）
- (7) 速水侑「定額寺の研究」（『北大史学』六、一九五九年）は、寺院が「郡一寺」とは限らないことを認めた上で、郡家と密接な関係をもつ、郡名、郷名を冠する寺院が定額寺となつたことを想定するが、本論で述べたとおり、従えない。
- (8) 観心寺については、佐藤全敏「観心寺如意輪観音像再考」（『美術研究』四一三、二〇一四年）を参照。

【付記】本稿は、古尾谷知浩『日本古代の手工業生産と建築生産』（塙書房、二〇二〇年）第二部第五章「宮殿・官衙・寺院建築生産と律令国家」の一部を再構成したものである。